

「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業
公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

住民票や戸籍謄本等の請求をした市民が各証明書等を持ち帰る際に使用する広告入り窓口用封筒を設置することで、市民サービスの向上及び地域企業の発展に寄与することを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 事業名 「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業
- (2) 事業内容 別紙1『「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業仕様書』
(以下「仕様書」という。)のとおりに従うこと
- (3) 事業期間 協定締結日から令和12年2月28日まで

3 事業経費

本事業に要する一切の経費は事業者の負担とし、敦賀市は経費を負担しない。

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年7月29日(水)
- (2) 質問書の受付期限 令和8年8月4日(火)正午まで
- (3) 質問書に対する回答 令和8年8月10日(月)予定
- (4) 企画提案書等の受付期限 令和8年8月20日(木)正午まで
- (5) 審査委員会の開催(書類審査) 令和8年8月下旬 予定
- (6) 選定結果の通知 令和8年9月上旬 予定
- (7) 協定書の締結 令和8年9月下旬 予定

5 参加資格

本事業へ参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

- (9) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び敦賀市の市税（敦賀市内に支店、営業所等がある場合に限る。）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。

6 質問及び回答

(1) 提出方法

別添の様式5「質問書」により、電子メールにて提出すること。また、メール件名に『「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」に係る質問・会社名』を入力した上で送信し、必ず送信した旨を電話で「15 問合せ先」の担当に伝えること。

※上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(2) 期限

令和8年8月4日（火）正午まで（必着）

※期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

敦賀市役所 市民生活部 市民課

メールアドレス：shimin@ton21.ne.jp

(4) 回答方法

令和8年8月10日（月）までに、敦賀市ホームページに回答を掲載する。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び敦賀市広告事業実施要綱その他関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

NO	名称	様式番号
1	参加申込書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社概要	様式3
4	類似事業実績調書	様式4
5	企画提案書	任意様式
6	「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」デザイン案	任意様式
7	直近年度の法人税、消費税、地方消費税及び敦賀市の市税（敦賀市内に支店、営業所等がある場合に限る。）の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等） ※最新年度のもの（写し可）	
8	直近1年分の決算書（写し可）	—
9	法人登記にかかる現在事項証明書（写し可）	—

(2) 提出部数

上記の NO. 5、6 の提出書類について、正本 1 部、副本 6 部を提出すること。正本のみ事業者の会社名を記載し、代表者印を押印すること。副本は会社名や代表者印は不要とし、会社のロゴなどは記載しないものとする（複写可）。また、データでも提出すること。NO. 1～4、7～9 は各 1 部を提出すること。

NO. 7～9 については、取得後 3 カ月以内のものを提出すること。

NO. 3、4 については、市が様式で定めている項目内容を満たすものであれば任意の様式でも可能とする。

(3) 提出期間

令和 8 年 7 月 29 日（水）午前 9 時から令和 8 年 8 月 20 日（木）正午まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵送の場合での事故等による未着については、市は一切の責任を負わない。また、持参による場合は、休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 2 時までを除き、令和 8 年 8 月 20 日（木）は正午までとする。

(5) 提出先

〒914-8501 敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号

敦賀市役所 市民生活部 市民課 窓口担当

メールアドレス：shimin@ton21.ne.jp

8 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

別紙 1 『「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業仕様書』に基づき、別紙 2 『「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業プロポーザル評価項目・配点一覧』の順番に内容を記載した企画提案書を提出すること。

(2) 留意事項

ア A 4 版、長辺綴じでページ番号を入れ、表紙に『「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業企画提案書』と記載し、余白に会社名等を記載すること。

副本については、会社名等は記載しないこと。

イ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

9 選定方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 選定方法

書類審査

(2) 選定基準

別紙2『「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業プロポーザル評価項目・配点一覧』により審査する。最低基準点は、配点（100点）の5割とする。最も高い点数を獲得し、かつ、最低基準点を満たす提案事業者を協定候補者に選定する。最高評価点が複数の場合は、審査委員会の合議により決定する。また、協定候補者と協定書締結に至らなかった場合は、次点の提案事業者を協定候補者とすることがある。なお、提案事業者が1者のみであっても、審査を行い、最低基準点を満たす場合は協定候補者とする。

10 審査結果

(1) 通知方法

参加申込書を提出した全ての提案事業者に文書にて通知する。
なお、審査結果については後日敦賀市ホームページ上でも公表する。

(2) 通知時期

令和8年9月上旬を予定

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の内容の変更または書類の追加・削除は認めない。ただし、疑義等があり、敦賀市が補正を求めた場合はこの限りではない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容については封筒作成等の参考とすることがある。

(4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査に必要な範囲において、複製することがある。

12 情報公開及び提供

敦賀市は事業者から提出された企画提案書等について、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの協定候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 その他

(1) 封筒のデザイン

封筒のデザインについては、提出されたデザイン案をベースに敦賀市と協議の上決定することとする。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て事業者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において今回の応募に要した費用を敦賀市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに別添の様式6「参加辞退届」を担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

また、事業期間内に参加資格要件を満たさなくなった場合は協定を解除する場合がある。

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、協定先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、敦賀市が必要と認める場合には、敦賀市は、協定先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(6) 事業者は、本プロポーザル実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合、事業実施後に追加費用を伴わず実施できるものとする。

(8) 広告内容については、敦賀市と協議の上掲載することとし、敦賀市が推奨しているような疑念をもたれる表現にならないよう注意すること。また、敦賀市広告事業実施要綱及び敦賀市広告掲載基準を遵守すること。なお、敦賀市が広告内容を不適切であると判断した場合、掲載を認めない。

(9) 敦賀市は、協定候補者に決定した事業者と事業の実施等に関する細目的事項について協議の上協定書を締結する。

1.4 配布資料

(1) 【別紙1】「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業仕様書

(2) 【別紙2】「敦賀市市民課広告付窓口用封筒」協働発行事業プロポーザル評価項目・配点一覧

(3) 【様式1】参加申込書

(4) 【様式2】誓約書

(5) 【様式3】会社概要

(6) 【様式4】類似事業実績調書

(7) 【様式5】質問書

(8) 【様式6】参加辞退届

(9) 【参考1】敦賀市広告事業実施要綱

(10) 【参考2】敦賀市広告掲載基準

1 5 問合せ先

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所 市民生活部 市民課 担当：西岡

電話：0770-22-8116

メールアドレス：shimin@ton21.ne.jp